

四万十パーク植栽管理業務に関する仕様書

1 目的

西土佐地域の観光景観拠点でもある四万十パークの景観維持を委託し、適正な管理に資するもの。

2 指定場所

四万十パーク（四万十市西土佐用井地内及び江川崎（宮地地区）地内）

詳細は別紙四万十パーク植栽管理区域図のとおり

3 委託業務の実施期間

令和8年4月1日から令和11年3月15日

4 植栽管理業務内容

四万十パーク利用者が、安心して集い自然にふれあい潤いとやすらぎあふれる拠点として利用できるように、四万十パーク内を適正な状態に維持するために下記業務を行う。

(1) 拔根、除草（草刈）	年間3回
(2) 剪定（高木、中木、低木）	年間3回
(3) 消毒施肥	年間2回
(4) ゴミ拾い等の清掃	適時（作業時期に合わせて）
(5) 枯損植物、枯れ枝、倒木、支障枝の除去	適時（作業時期に合わせて）
(6) 病害虫の発生状況の点検及び初期防除	適時（作業時期に合わせて）
(7) ブロアーラ等による落葉の清掃	適時（落葉時期）
(8) 灌水	適時（ただし、6回を超える場合は双方協議）

5 留意事項

- 施工前、施工中、施工後の写真管理をすること。
- 施工日、作業内容などを記録すること。
- 主たる作業前には、担当課に連絡すること。
- 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当課と協議の上決定する。